



広報ぬまた お知らせ版



令和2年12月3日発行 第1080号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

冬期間(12月～2月)の上下水道料金について

12月から2月までの冬期間、積雪により毎月の水道メーターの検針ができないため、この期間中の上下水道料金については、各ご家庭で11月に使用されている水量を基に概算で料金請求し、3月に検針した時点で超過分の料金を精算させて頂いております。ご希望があれば、指定の金額で徴収することも可能ですのでご連絡願います。町民皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

○料金の納入は便利な口座振込をご利用ください。直接、金融機関(信金・農協・郵便局)にご利用の印鑑・通帳を持参していただければ簡単に手続きができます。

■お問合せ 建設課 上下水道担当 ☎35-2116

後期高齢者の皆様へ ～ほろしん温泉特別ご優待券の有効期限が迫っています～

令和2年6月末に後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へお配りした、特別ご優待券(入浴利用券/3枚綴り、空色)の有効期限は令和3年1月31日までとなっておりますので、お早めにご利用下さい。

なお、今年の4月に配布された藤色(薄紫色)の町民優待券とはご利用期間が異なるため、お間違えのないようご注意ください。

■お問合せ 保健福祉課 保険グループ ☎35-2120

「人権心配ごと相談所」を開設します

守られていますか？ あなたの人権。
ひとりで悩まず、気軽に相談を!!

- 日時 令和2年12月25日(金) 午後1時～午後3時
- 場所 沼田町健康福祉総合センター「ふれあい」1階相談室
- 相談員 人権擁護委員・民生委員
- その他 当日は電話相談も可能です。
- お問合せ 保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

要介護高齢者等の外出支援サービス(通院交通費助成)

町では外出支援サービスとして、公共交通機関を利用する際の通院が困難な要介護高齢者等の方に、通院にかかるハイヤー代等を助成しています。

■対象者要件

①65歳以上の高齢者のうち「町民税非課税世帯」又は「町民税均等割のみ課税世帯」で、次のいずれかに該当する世帯です。

- 申請日において要介護認定1以上の認定を受けている方
- 要介護1以上相当と認められる方 [下記助成内容 A へ]

②申請日において要介護3以上の認定を受けている方
※該当する方は年齢及び課税要件を問いません [下記助成内容 A へ]

③申請日において身障手帳を所持しており、下肢、又は体幹機能障がい及び腎臓機能障がい(人工透析治療患者)で1～2級である方
※これらに該当する方は年齢及び課税要件を問いません。
[下記助成内容 A へ、人口透析治療患者の方は B へ]

■助成内容 A

対象者要件	①・②・③ に該当する方
助成内容	ハイヤー料金の9割を月額10,000円上限に助成

■助成内容 B

対象者要件	③ に該当する方のうち、人工透析治療を受けている方
助成内容	ア. ハイヤー料金の9割を月額10,000円上限に助成 イ. ハイヤーチケット(70,000円分)の交付。 ※助成内容、ア・イのどちらかの選択となります。

- 申請方法 ①ハイヤー等および医療機関の領収書
②振込口座を確認できる預金通帳
③印鑑
※上記の①②③を役場保健福祉課窓口にご持参ください。

■お問合せ 保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

～沼田町はJR北海道を応援しています～

「JRに乗り続け隊」サポーター募集中！ キップ・定期券は、JR石狩沼田駅でお買い求めください

午前7時20分～午後1時40分 平日(祝祭日除く)で販売中！
※不在となる時間帯(8:55～9:50、11:25～12:35)がございます。ご確認ください。

■お問合せ 産業創出課 ☎35-2155



高齢者等への入院者支援にかかる交通費助成について

高齢者の方に安心して在宅生活を継続していただくために、高齢者の入院を支援されている方（支援者）の交通費の一部を助成いたします。

■対象者要件 町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯です。

① 65歳以上の高齢者世帯の方で、同居者の入院を支援された方

例：ご主人が入院 ⇨ 支援 ⇨ 奥さんが支援の場合⇒支援者の奥さんに助成

- ご主人が入院した場合は、奥さんが支援者として助成の対象となります。
- 同居している65歳以上の2親等以内の親族も同じ例により対象となります。
- 助成は支援者1名分のみです。

② 65歳以上の高齢者独居世帯の方の入院を支援された方で、町内居住の65歳以上の高齢の親族（2親等以内に限る。（親・兄弟・子など））

例：独居高齢者が入院 ⇨ 支援 ⇨ 町内在住の高齢者親族が支援の場合
⇒支援者の町内在住の高齢者親族に助成

- 独居の方が入院した場合は、町内に居住している高齢者親族（2親等以内）が支援者として助成の対象となります。
- 助成は支援者1名分のみです。

③世帯主が65歳以上の独居世帯（支給対象となる2親等以内の付添人がいない場合）※入退院時交通費のみを入院者本人に助成します。

- 助成内容
- ①入院期間中の支援者の交通費相当額の一部を助成
 - 入院日数÷2×500円
 - 入院日数は、同一世帯員1名に対し年度内最大90日とします。
 - ②入退院時加算
 - 入院時5,000円、退院時5,000円を別途加算します。

- 申請方法
- ①医療機関が発行した入院期間が確認できる領収書等
 - ②振込口座を確認できる預金通帳
 - ③印鑑
- ※上記の①②③役場保健福祉課窓口にご持参ください。
※退院後に申請してください。長期入院の場合はご相談ください。

■お問合せ 保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

沼田町では求職者と求人者をつなぐために、無料職業紹介所「ぬまわーくサポートデスク」を開設しています。

ぬまわーくサポートデスク <https://numasapo-desk.com/>

■お問合せ 産業創出課 ☎35-2155



冬の道路を快適にしましょう！

1. 道路に雪を出さないこと！

道路に雪を押し出すことにより、交通渋滞し直接交通事故の原因になることがあります。場合によっては道路交通法違反となる場合があります。また、大型機械等で道路わきに雪を積み上げないようにご協力ください。

2. 道路敷地に物を放置しないこと！

除雪車も一般車両も雪の下のは見えにくく、事故につながる恐れがありますので、道路敷地に物を放置しないようご協力ください。

ごみ等は指定場所に出して下さい。また収集日以外の日は出さないようにしましょう。

3. 除雪作業車は危険ですから近寄らないこと！

除雪車は作業のため前進後退が繰り返されることが多いと共に、雪煙等で視界が悪く、事故につながる恐れがありますので、絶対に近寄らないでください。また、道路のセンターライン付近を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。

4. 除雪作業に支障になる駐車はしないこと！

夜間に路上駐車されると作業能率を低下させるばかりでなく、その路線の除雪が不可能となります。場合によっては放置物件として強制撤去し、また状況によっては道路交通法違反となる場合があります。

5. 雨水桝及びマンホールに雪の投入はしないこと！

道路側溝の雨水桝やマンホールを開けて雪を投入する事は、人が落ちる危険性や交通事故にもつながる危険な行為です。蓋をあけての雪の投入は絶対やめましょう。

6. 路上でのスキー、そり遊びはさせないこと！

道路や道路際の雪山でスキーやそり遊びをする事は、事故を誘発する原因となります。そのような行為を見かけたときには、みんなで注意し事故の防止に努めましょう。

7. 異常気象のときは車を使用しないようご協力を！

近年、大雪や猛吹雪等の異常気象で交通障害に見舞われることが多くなっています。通行不能で路上に置いた車が支障となり除雪できない区間が出て町民生活にも支障がでます。気象情報に注意し豪雪、暴風雪の日にはできるだけ車を使用しないようにしましょう。

8. 間口除雪を業者委託されている方へお願い！

個人宅の間口除雪をした雪を私有地（空地）や公共用地へ無断で搬入することは、近隣トラブルの原因となりますので、必ず土地の所有者や管理者に許可を得てから搬入するようお願いいたします。

■お問合せ 建設課 技術グループ ☎35-2116



ピカソー

広報ぬまた お知らせ版



スノちゃん

令和2年12月3日発行 第1080号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

沼田町後期高齢者歯科健康診査を受けると お口の健康をチェックできます

お口の健康は、話すことや食事をとること以外にもからだ全体の健康に大きな影響があります。歯科健診を受けてお口の健康状態を確認しましょう。

受診にあたっては、町内の歯科医院へ電話で予約のうえ、健診当日は保険証、保険証と一緒にお配りした受診券をお持ちくださいますようお願いいたします。

なお、総義歯の方は口腔内の状態のみの健診となります。

- 対象者 沼田町在住の後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
(施設入所者を除く)
- 実施期間 令和3年3月31日(水)まで
- 健診場所 ①中神歯科医院 (南一条2丁目5番8号 ☎35-2456)
②近藤歯科医院 (本通3丁目4番3号 ☎35-2538)
- 持ち物 ・沼田町後期高齢者歯科健康診査受診券(水色)
・保険証
- 健診料金 歯科健康診査は無料(健診以外の検査・治療は自己負担になります)
- 健診項目 問診、歯の状態、噛み合わせ、口の中の衛生状態、口の中の乾燥など
- お問合せ 保健福祉課 保険グループ ☎35-2120

令和2年度自衛官等募集案内

- 自衛官候補生
資格 日本国籍を有し、令和3年4月1日現在、18歳以上33歳未満の男女
受付期間 試験日により異なりますので、お問合せください。
試験期日 12月13日(日)・14日(月)
または1月17日(日)・18日(月)いずれか1日
試験会場 受付時にお知らせします。
- その他 新型コロナウイルス感染症の状況により、延期となる場合があります。
- お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 ☎0166-55-0100
総務財政課 広報情報グループ ☎35-2111

行政相談所の電話相談の受付について

総務省より新型コロナウイルスの感染予防対策として、対面による行政相談の開設中止を求められているため、本町においても行政相談所の開設を中止いたします。なお、電話相談は通常どおり以下の時間帯で実施しておりますので、ぜひご利用ください。

- 日 時 12月15日(火) 午後5時～午後6時
- お問い合わせ 総務省行政相談委員(沼田町地区) 野々宮 宏 ☎35-1167

日曜・祝日当番医のお知らせ

- ◆ 12月6日(日)
内科・外科系…深川市立病院〔担当医：成田医院 院長 成田 昭彦〕
☎22-1101
歯科系…アヒコ歯科医院(滝川市) ☎0125-24-8711
- ◆ 12月13日(日)
内科・外科系…深川市立病院〔担当医：代田 剛〕 ☎22-1101
歯科系…芦別ふじい歯科医院(芦別市) ☎0124-22-1221
- ◆ 12月20日(日)
内科・外科系…深川市立病院〔担当医：津田こどもクリニック 院長 津田 尚也〕
☎22-1101
歯科系…グリーン歯科クリニック(砂川市) ☎0125-54-3434

12月3日から12月20日までの行事予定

	行事名	時間	場所
12月7日(月)	「ふれあい」子宮がん乳がん検診	個別案内	ふれあい
	マイナンバーカード強化月間臨時窓口(予約制 10日まで)	17:15～	住民生活課窓口
8日(火)	のぞみ会	13:00～	ふれあい
9日(水)	乳幼児健診	個別案内	ふれあい
11日(金)	元気100倍!教室	10:00～	ふれあい
13日(日)	マイナンバーカード臨時窓口	9:00～	住民生活課窓口
15日(火)	高齢者サロン	10:00～	旭町コミセン
17日(木)	第4回議会定例会(18日まで)	10:00～	役場3階議場
19日(土)	食改親子食育教室	9:30～	ふれあい

※新型コロナウイルス感染予防のため中止、延期される場合がございます。